最高裁秘書第４０８８号

令和８年１１月１６日

林弘法律事務所

弁護士　山　中　理　司　様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和８年９月９日付け（同月１４日受付、第０８０１８１号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

１　開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判官の育児休業、介護休暇、配偶者同行休業取得者数及び育児休業取得率が分かる文書（令和７年度の数字を含む文書）

２　開示しないこととした理由

１の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して３か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係）　電話０３（４２３３）５２４０（直通）